



まんのう 農業委員会だより

第9号

平成27年3月1日発行



◆◆ 編集/発行 ◆◆

まんのう町農業委員会(まんのう町役場産業経済課内)

まんのう町吉野下430番地 TEL0877-73-0105

農業委員会はこんな仕事をしています。

優良農地の確保と有効利用

農地の売買や貸し借り、農地の転用などについて、農地法などに基づいた許認可などの業務を行っています。

農業者の利益代表としての農政活動

農業・農業者の利益代表として農業者の意見や要望をきめ細かく汲み取り、行政や政策へ反映するための建議や意見の公表を行っています。

農地利用集積と担い手への支援

地域農業の構造改革に向けて、認定農業者などの担い手への農地の利用集積や経営の確立に向けた支援活動を展開しています。

きめ細かな地域の世話役活動

農業者年金、税金、制度資金など農家の経営や生活に関する身近な悩みや、相談などに対するきめ細かな世話役活動を行っています。

まずは地元の農業委員までお気軽にご相談ください。

	氏 名	担 当 地 区	電話番号
琴南地区	澤 田 悟	川東(堀田・前の川) 勝浦(全域・西谷) 中通(名頃)	84-2768
	兼 若 順 二	川東(明神・東谷・川奥)	84-2259
	谷 井 廣	川東(堀田・前の川・明神・東谷・川奥を除く) 中通(名頃を除く)	84-2061
	山 下 博 史	造田(上所・下所・盛下・仲空・中央・錦町・栄町 三本松・旭町・盛上・風の丘・旭風会・共栄会)	85-2025
	木 村 敏 和	造田(荒神・天川・梅木・岡の峯・備中地・城山 木の下・梶洲・更生・桜団地・城山ハイツ)	85-2069
満濃地区	曾我部 宗男	炭所西(常包・片岡)	79-3461
	小 野 隆	炭所西(江畑・塩田・平野・大向)	79-2495
	増 田 邦 夫	炭所東	79-2692
	鈴木 多計士	長尾	79-2798
	藤 井 清	吉野(鐘場・中大宮・北原・中村・八幡・場正・桶樋・五毛)	79-2354
	秦 守	吉野(宮東・野津郷・木ノ崎・旭東・光元・高屋原)	79-3441
	山 内 政 美	真野 神野	73-3810
	今 田 義 則	岸上 五條	73-3305
	中 浦 優	吉野下	73-5029
	鉄 川 武 夫	吉野下	73-5164
	亀 田 安 信	四條(天皇・大橋を除く)	73-5258
	高 鳥 義 光	四條(天皇・大橋)	75-0456
	横 田 哲 夫	西高篠 公文 羽間(羽間上)	73-2385
	橋 塚 弘	東高篠 羽間(羽間下)	73-4470
仲南地区	久 本 信 次	七箇(春日・久保・本目)	77-2730
	山 下 強	七箇(小池・福良見・照井)	78-3131
	尾 寄 石 根	佐文 宮田	73-5559
	白 川 一 行	佐文 宮田	73-5981
	森 近 明 夫	新目 山脇 追上	77-2953
	田 岡 英 則	帆山 後山 大口	77-2378
	大 西 秀 司	生間 買田	73-5419
	岩 倉 節 夫	帆山 塩入	78-3311

はじめよう! 簿記・青色申告

「複式簿記」でしっかりした経営管理を
「青色申告」で有利な税務を。

「複式簿記」による計算管理で経営改善・発展へ

農業経営を行うにあたり、「計画を立て、それに基づき実行し、その結果を点検する。そして、経営改善につなげていく」という経営管理が必要です。その基礎となるのが「複式簿記」です。複式簿記の記帳により、経営の動きを計数できちんと把握することからはじめましょう。

複式簿記は、税務計算上の基礎資料とする税制の役割があり、節税のために記帳しようという方も多いと思いますが、自己の経営を見つめ直す判断材料をつくり経営計画を立てる上での大きな役割を担っていることも重要な点です。

所得税の納税は「青色申告」を

所得税は、毎年1月1日から、12月31日までの1年間に得た所得とその所得に対する税金を自ら計算して、申告して納税するという「申告納税制度」が原則となっています。

確定申告は、この所得税額などを確定させる納税者の行為で、1年間に得た所得に対する税金の総決算をする働きを持っています。申告時期は、2月16日から3月15日までです。

「青色申告」は、一定の帳簿を備え付け、日々の記帳に基づいて所得と税額を計算し、申告します。白色申告に比べて、いろいろなメリットがあります。

複式簿記の役割

簿記をつける
▼
経営活動が数値化により、
整理・計算できる
▼
その数値により、
経営分析・診断ができる
▼
分析結果をもとに
経営計画が立てられる
▼
経営改善につながる
▼
経営発展がのぞめる



青色申告によるメリット

メリット
1

複式簿記により記帳し、損益計算書とともに貸借対照表を添付すれば、65万円の特別控除が受けられます。

メリット
2

純損失（赤字）が出た場合、純損失が出た年の翌年から3年間、この金額を繰り越して控除できます。

メリット
3

青色申告者と生計を同じくする15歳以上の親族で6ヶ月以上農作業に従事する人に対し支払った給与は、全額必要経費に算入できます。

メリット
4

減価償却費について、普通に計算するより割り増しして経費に計上できます。

農業者年金に加入しましょう

農業者年金は農業者のための国民年金の公的な上乗せ年金です。国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。



お問い合わせは、お近くのJAまたは農業委員会まで

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌です。

週刊 金曜日発行 月700円、年8,400円(税込)

お申込みは農業委員会まで TEL 73-0105

～農地の貸借はお任せください～

香川県農地機構は、県知事の指定を受けた公的機関です。

何らかの理由で農業が続けられなくなった農家の方や、相続で農地を取得したけれども農業をする予定のない方などから農地を借り受け、規模拡大や農地の集約化を目指す担い手農家に転貸し、農地の有効利用を進める業務を行っています。

現在、農地の借り受けを希望する農業者の方はもちろん、当機構に農地を貸していただける方を募集しております。

安心して貸借できるだけでなく、助成金の対象になる場合もありますので、農地の管理にお困りの方々、また、規模拡大等を目指す農業者の方々は、ぜひ、ご相談・ご連絡をお願いいたします。

香川県農地機構 ～安心して農地を貸借できる仕組みです～

- ・香川県農地機構は、県から農地中間管理機構として指定を受けた公的機関です。
- ・香川県農地機構が受け手との間に入り調整するため安心です。



※農地の状況等により、借り受けることができない場合もあります。



お問い合わせ先
まんのう町役場産業経済課 または
まんのう町農業委員会まで
電話 73-0105

農地の形質変更には手続きが必要です

農地の改良を目的とする形質変更を行う場合、
「農地改良届」または農地法による「転用許可」が必要です。

「農地改良届」で形質変更ができる場合

次の6つの条件すべてを満たした場合、
「農地改良届」での形質変更が可能となります。

- 1 農地の所有者または耕作者が自らの費用で工事を行うこと。
- 2 工事施工期間が6カ月以内であること。
- 3 工事完了後、確実に耕作されること。
- 4 工事前と比べて耕作の利便性が向上すること。
- 5 外から土砂を搬入する場合は良質土砂のみとすること。
- 6 切土を行う場合は土砂、砂利、粘土等の採取を目的としないこと。



「転用許可」が必要となる場合

前記の6つの条件のうち、ひとつでも満たさずに農地の形質変更を行う場合は農地法による「転用許可」が必要となります。

転用許可が必要な例

- 廃棄物、建設残土、浚渫土を投入して農地の形質変更を行う場合。
- 土砂、砂利、粘土の採取を目的のひとつとして農地の形質変更を行う場合。

その他

国有道水路を埋める場合は用途廃止の手続きが必要です。

詳しくは

まずは、地元の農業委員またはまんのう町農業委員会へご相談ください。

香川県農業会議会長表彰を受賞しました

平成27年2月6日に綾歌総合文化会館アイレックスで行なわれました香川県農業会議創立60周年記念式典にて、まんのう町農業委員会の亀田安信委員が香川県農業会議会長表彰を受賞しました。

亀田委員は、農業委員としての長年の功績が認められ、今回の表彰となりました。



まんのう町賃借料情報

平成26年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、契約の際には、貸し手と借り手がよく話し合った上で賃借料を決めてください。

平成27年2月2日

まんのう町農業委員会

締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備 考
旧琴南町	田	7,600円	10,000円	3,000円	38	使用貸借 16
	畑	円	円	円	4	使用貸借 0
旧満濃町	田	6,000円	10,000円	2,000円	231	使用貸借 499
	畑	円	円	円	2	使用貸借 10
旧仲南町	田	7,600円	11,300円	3,000円	83	使用貸借 107
	畑	3,000円	3,000円	3,000円	9	使用貸借 9
(参考) まんのう町平均	田	6,600円	円	円	352	使用貸借 622
	畑	円	円	円	15	使用貸借 19

- データ数は、集計に用いた筆数です。（平均値の170%を超えるもの及び30%未満のものは除いています。）
- 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- 備考は使用貸借（賃借料が無償）のデータ数を表示しています。
- データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。
- 「（参考）まんのう町平均」の平均額は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値です。

農地は荒らさず耕作し、有効に利用しましょう！

農地は一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すまでに大変な労力がかかってしまいます。また、周辺環境の悪化にもつながります。

自ら耕作できないなど、農地の利用でお悩みの方は、お早めに地元の農業委員や農業委員会事務局までご相談ください。

